

広島地方最低賃金審議会
第2回 広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和4年10月18日（火）9時51分～11時16分		
開始場所	広島合同庁舎4号館5階 22号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 3人 出席 3人 出席 3人	定数 3人 定数 3人 定数 3人
主要議題	1 広島県電子部品等製造業最低賃金の改正決定について 2 その他		

議 事 要 旨

1 広島県電子部品等製造業最低賃金の改正決定について

事務局から前回の専門部会の審議経過と、現時点での他府県の結審状況について説明を行ったのち、部会長は労働者代表委員及び使用者代表委員に、最低賃金の改正について金額提示を求めた。

労働者代表委員は、「電気業種の労使協定を結んだ最も低い企業内最低賃金は964円であり、そこを目指したいが、一足飛びには難しいと考えている。歩み寄ってプラス34円の958円を提示したい」と金額提示があった。

それに対して、使用者代表委員は、「中小零細企業も最低賃金を上げたい思いはあるが、現実には厳しい状況である。会社の存続や雇用にも影響が出るため提示額として21円アップの945円を提示したい」と金額提示があった。

審議を続けた結果、双方の委員から、本日の段階で歩み寄り難しいとして提示額の変更はなかった。

双方の意見の隔たりが大きく結審は難しい状況であることから、審議を次回に持ち越すこととなった。

2 その他

今後の審議会の日程調整が行われた。

第3回 広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

日 時 10月24日（月）10時～

会 場 合同庁舎2号館7階5号会議室

主な議題 広島県電子部品・デバイス電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について